

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

上天草市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 上天草市の現況と課題

(1) 現況

上天草市は、熊本県南西部、天草諸島上島の東北部海岸に位置し、北は宇城市三角町、南は天草市倉岳町、西は天草市有明町に隣接しており、年間の平均気温が17℃と温暖な気候である。

地形の大部分は、急峻な山ひだが海岸線まで迫り、全体的に平坦地が少ない地形となっている。その中で大矢野地区は、比較的傾斜が緩やかな丘陵地が多く、花き・果樹等の栽培が行われているほか、河川沿いの平地部や海岸線の河口部では市街地や農地が広がっている。松島地区は、合津川、今泉川、教良木川の流域に沿って水田が連なり、早期米の生産が盛んであるほか、阿村干拓地では、小麦の栽培が行われている。姫戸地区は、傾斜地が多い地域で、少ない平地を利用した水稻や傾斜地では果樹が栽培されている。龍ヶ岳地区も傾斜地が多い地域で、中山間地域の大作山地区では、棚田での水稻栽培が行われている。

(2) 課題

上天草市の地形上の特徴から小規模農地が点在しており、農地を保全する担い手の負担が増加している。また、担い手不足による耕地面積の減少や耕作放棄地の発生が懸念されるため、地域活動の連携や共同活動により農地を保全する取組みが必要となる。

また、中山間地域においては、耕作不利な条件から農業生産性が低い状態となっていることに加え、高齢化等が進行し、農業の担い手への負担が増大している。このため、集落等による農業生産の維持を図りながら、多面的機能の発揮を確保するための取組みを推進する必要がある。

さらに、農業をする上で必要不可欠な水資源等を保全し、上天草市の豊かな自然や生物を守っていく、環境に配慮した農業の取組みが必要となっている。

(3) 実施活動

現況を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項第2号に掲げる事業により、山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、農薬や化学肥料の低減を図り、有機農業等の環境に配慮した活動の推進に取り組むこととする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|---|-----------|---|
| ① | 促進計画の区域全域 | 法第3条第3項第1項に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業 |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業の実施に係る事項

・推進体制

基本方針に定める、県及び市町村、農業者団体等の多様な主体により地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制に参画する。

2. 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に係る事項

(1) 対象地域及び対象農用地

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定

に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が、1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 地域振興8法（過疎、山村、離島、半島、特定農山村 他）いずれかの指定地域であること。

(イ) 知事特認地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑・草地 15 度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回って、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

緩傾斜農用地

緩傾斜農用地（田 1/100 以上、畑・草地 8 度以上）は、すべて交付の対象とする。

ただし、知事特認地域については、急傾斜農用地と営農上一体的な管理が必要な場合のみ、交付の対象とする。

(2) 対象者

対象者は、次に掲げるものとする。

ア 集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動を行う農業者等

イ 個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動を行う農業者等（認定農業者、これに準ずる者として市長が認めたもの。）

「認定農業者に準ずる者」とは、次に定めるものとする。

ア 年間農業従事日数が150日以上の基幹的農業従事者を有している経営体

イ 上天草市の平均経営規模以上の経営体

ウ 農業所得が100万円以上の経営体

(3) その他必要な事項

上記で定めていない事項が生じた場合は、その都度協議のうえ定めるものとする。